

運営規程（例）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの重度障害者等包括支援

運営規程	作成に当たっての留意事項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく〇〇〇（重度障害者等包括支援）運営規程 （事業の目的） 第1条 ＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定重度障害者等包括支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供を確保することを目的とする。 （運営の方針） 第2条 事業所は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 指定重度障害者等包括支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年大阪市条例第13号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定重度障害者等包括支援を実施するものとする。 （事業所の名称等） 第3条 指定重度障害者等包括支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 （1）名称 〇〇〇 （2）所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号 ＊＊ビル×号	※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称 ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名） ※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称 ※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称を記載。 ※「大阪府××市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。

(指定重度障害者等包括支援の内容) 第4条 事業所で行う指定重度障害者等包括支援の内容は、次のとおりとする。 (1) 指定〇〇〇〇の提供 (2) 指定〇〇〇〇の提供 (3) 指定〇〇〇〇の提供 (4) 生活相談 (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 (1) から (4) に附帯するその他必要な支援、相談、助言 2 前項1号に規定する指定〇〇〇〇は、事業者が設置する次の事業所において提供するものとする。 (1) 名称 〇〇〇 (2) 所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号××ビル×号 3 第1項2号に規定する指定〇〇〇〇については、業務委託契約(以下「委託」という。)により実施するものとし、その内容は次のとおりとする。 (1) 委託先の名称 〇〇〇 (2) 委託先の主たる事務所の所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号××ビル×号 (3) 委託先の事業所の名称 〇〇〇 (4) 委託先の事業所の所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号××ビル×号 4 第1項3号に規定する指定〇〇〇〇については、委託により実施するものとし、その内容は次のとおりとする。 (1) 委託先の名称 〇〇〇 (2) 委託先の主たる事務所の所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号××ビル×号 (3) 委託先の事業所の名称 〇〇〇 (4) 委託先の事業所の所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号××ビル×号	※「指定〇〇〇〇」⇒提供するサービスが指定障害福祉サービスでない場合は「指定」と記載しない。(3)以降の「(指定) 〇〇〇〇の提供」については、3以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保している場合に記載する。提供サービスの数に応じて、号数の繰り上げ又は繰り下げをする。 ※「は、事業者が設置する次の事業所において・・・」⇒重度障害者等包括支援事業者が自ら(指定)障害福祉サービスを提供する場合に記載する。 ※「については、業務委託契約(以下「委託」という。)により実施するものとし・・・」⇒第三者に委託して提供する場合に記載し、委託先の情報を記載する。以下同じ。
(職員の職種、員数及び職務の内容) 第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。 (1) 管理者 1名(常勤) 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定重度障害者等包括支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。 (2) サービス提供責任者 1名以上(うち1名以上は常勤) サービス提供責任者は、次の業務を行う。	※「(常勤)」⇒管理者がサービス提供責任者を兼務する場合は、「(常勤。サービス提供責任者兼務)」と記載する。 ※サービス提供責任者が管理者を兼務する場合は、「(常勤。うち1名管理者兼務)」等と記載する。

(ア) 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成 (イ) 障害福祉サービス担当者会議の開催 (ウ) 障害福祉サービス担当者に対する照会等 (エ) 利用者等及びその家族に対する重度障害者等包括支援サービス利用計画の説明及び重度障害者等包括支援サービス利用計画書の交付 (オ) サービス利用計画の実施状況を把握し、必要に応じてサービス利用計画の変更を行う (3) 従業者 ○名以上 従業者は、サービス利用計画に基づき障がい福祉サービスの提供に当たる。 (3) 事務職員 ○名以上 事務職員は、必要な事務を行う。 2 前項のほか、事業者が重度障害者等包括支援サービス利用計画に位置づけ、利用者等に提供する各指定障害福祉サービスにおいては、それぞれの各サービス事業者の運営規程に定めるところにより、基準省令に規定される職員を置くものとする。 (営業日及び営業時間等) 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。 (1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。 2 前項の営業日及び営業時間にかかわらず、利用者からの連絡に随時対応するものとする。 3 第4条に規定する指定障害福祉サービスのサービス提供日及びサービス提供時間はサービス利用計画に従う。 (指定重度障害者等包括支援を提供する利用者等の数) 第7条 指定重度障害者等包括支援を提供する利用者の数は、○○名とする。 (指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者) 第8条 指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 (1) I類型の者(障害支援区分6の重度訪問介護対象者であって、判定基準で対象となる身体障害者及び難病等対象者。) (2) II類型の者(障害支援区分6の重度訪問介護対象者であって、知的障害の程度が最重度の者かつ判定基準で対象となる者。) (3) III類型の者(障害支援区分6の行動援護対象者であって、判定	※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日の除き営業を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。
---	--

基準で対象となる者。)

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定重度障害者等包括支援を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道〇〇キロメートル未満 〇〇円

(2) 事業所から片道〇〇キロメートル以上 〇〇円

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

6 第4条に規定する指定障害福祉サービスの提供に当たって、家賃、食費、交通費等の費用が生じた場合には、それぞれのサービス事業者の運営規程に定めるところにより、各サービス提供事業者がその実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、〇〇市〇〇区、〇〇市〇〇区、××市及び△△市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

※事業者は、前二項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合、利用者等から、従業者の通常の事業の実施地域を越えての移動に要する実費の支払を受けることができる。

※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載する。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「〇〇市〇〇町」など客観的に区域が分かるように記載する。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 12 条 提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、

次の措置を講ずる。

- (１) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (２) 成年後見制度の利用支援
- (３) 苦情解決体制の整備
- (４) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (５) 虐待防止委員会の設置

(その他運営に関する重要事項)

第１５条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (１) 採用時研修 採用後○カ月以内
- (２) 継続研修 年○回

２ 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３ 事業所は、利用者等に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から５年間保存するものとする。

４ 事業所は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

５ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇月１日から施行する。

※運営規程を変更する場合は、「附則
この規程は、令和〇〇年〇月〇日から
施行する。」を順次追記する。